

行政視察報告書

令和2年11月18日

笠岡市議会議長 殿

(出張者) 議員 井木 守  議員 樋之津 倫子 

下記のとおり行政視察を実施したのでその結果を報告します。

記

【1】 滋賀県 野洲市納税推進課

住 所	滋賀県野洲市
電 話	
視察案件	「債権管理条例」と「くらし支えあい条例」を活用した滞納問題への対処について
期 日	2019年11月8日(金) 13時00分から 15時30分まで
応 対 者	別紙名刺のとおり
視察状況	別紙写真のとおり
概 要	<p>●野洲市の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口約51000人 世帯数約20,000世帯 高齢化率25.52% ・面積80.14km² 歳入総額248億円 ・平成16年に中主町と野洲町が合併し野洲市に。 ・笠岡市と人口や世帯数、歳入規模でよく似ている。 ・駅から徒歩5分ほどの距離に市役所がある点でも類似している。 <p>●「野洲市における庁内連携と納税推進課の役割」と題して、納税推進課 牧 利昌 氏からご説明をいただいた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要は、別紙資料を参照。 ・野洲市の債権管理条例について、「債権管理の適正化を通じて健全な財政運営及び市民生活の安心の確保に資する」ことを目的に掲げている。同市における特質であるとともに、笠岡市のそれが「健全な財政運営に資する」とのみ掲げているのと異なる点である。 ・また、その効果として、①生活困窮者を発掘し自立への支援をする ②滞納者のストレスや不安を減らす などの効果とねらいを行政側が掲げている点も特筆すべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「債権管理条例」と「くらし支えあい条例」が一体のものとして機能している点でも特筆すべきである。(笠岡市には、「くらし支えあい条例」の様な条例はない) ・「くらし支えない条例」では、第23条で「市はその組織および機能のすべてを挙げて、生活困窮者等の発見に努めるものとする」とあり、行政の姿勢が明確に示されており、笠岡市としても大いに参考にすべきである。 ・「滞納初期」「滞納後期」の2つのフィルターで納付指導と移管債権の処理を行うようだが、滞納を市民のSOSと捉え、自ら相談できない生活困窮者を行政の側から発見し、支援につなげることをねらっている。そのために必要なものとして「詳細な聞き取りと相談者に寄り添う姿勢」と報告された点は特筆すべき。 ・全体として、市長の姿勢が大きく影響していると思われる。市長の言葉として、①生活困窮は「災害」-「災害」なら税金を投入してみんなが支援する。個人ではどうしようもなく陥る生活困窮は「災害」だ ②「温情」ではなく「合理的」-支援が必要か？YESなら支援、NOなら徴収、不法や違法、ごまかしには容赦しない。 ・生活困窮者への少額差押は財産不足で完納にならない。市民生活相談課が庁内外の専門家と生活再建を進め、納税推進課は他者の滞納整理に向かうほうが合理的である。との割り切りは参考になる。 ・公平性について、①公平性は完全には実現しない-生活状況、生まれ育った環境障がいや能力などすべての前提条件がそもそも公平ではない ②課税は公平ではない-借金や育ってきた環境など個人の事情のすべてを考慮して計算されていない。そもそも課税が公平でないのだから、払えない方に、いくら公平といったところで意味がない ③公平にするのは支援のフィルター-人生の中で誰しも個人レベルでは如何ともしがたい逆境に陥ることがある。その時に「支援が必要ではないか」というフィルターをかけ、手を差し伸べてくれる自治体にする。というある種の担当者としての達観。 ・市長の言葉-「一人を救えない制度は誰も救えない」-一人一人を見て仕事をしている。多くの職員が地方公務員をめざした理由は「住民の力になりたい」のはず。
<p>所見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の行政姿勢や思いが、中堅職員まで徹底している点では素晴らしいと感じる。さらにそれを「債権管理条例」と「くらし支えない条例」という一見すれば相矛盾するような条例の中でうまく統合し、行政組織の中に生かしている。 ・強調されていたが、単なる温情ではなく「納税推進課」としてのある種の合理性の追求でもある点、笠岡市も参考にすべきではないか。 ・市民生活相談課はかなり大変ではないかと思われるが、それぞれの専門家の力を借りることで、行政への信頼を勝ち得ると考えている点では、大いに参考にすべきである。 ・庁舎も決して広いとはいえない中で実行している。工夫次第で笠岡市でも十分可能と思われる。
<p>添付書類</p>	<p>視察資料 視察状況写真 名刺</p>

視察状況写真

